

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社C支社（以下「事業場」という。）に雇用され、営業職員として生命保険、損害保険の募集活動及びアフターサービス等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月上旬頃、不眠、食欲低下及び下痢等が続くなどの症状を自覚したため、同年○月○日、D診療所を受診し「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月上旬頃に I C D－1 0 診断ガイドラインの「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 本件疾病発病前6か月（以下「評価期間」という。）における業務による出来事についてみると、以下のとおりである。

ア ノルマについて

請求人は、要旨、チームごと（5、6人で1つのチーム）にノルマが課せられており、期限内にノルマを達成すれば食事や商品が支給される一方で、自分のせいでチームのノルマを達成できなくなるのがプレッシャーとなり、個人目標を達成できない場合は謝っていたと述べている。

しかしながら、当該ノルマについては、①請求人が上記に述べるように、個人に課されたノルマというよりは、チームに課された業績目標であるとみるのが相当であること、②請求人自身は、個人目標を達成できることが多かった旨述べていることから、達成困難なノルマであったとはいえないこと、③請求人及びE部長を始めとするいずれの事業場関係者も、同ノルマに関する罰則はなかった旨述べていることを総合的に勘案すると、同ノルマを認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 平成○年○月○日の顧客対応に関するミス

請求人は、要旨、担当顧客に対し、保険契約の解約に関する電話を怠ったことから、同顧客からクレームを受けたと述べており、事実、「お客様申出情報

連携シート」において、同クレームがあったことが確認できる。

よって、上記出来事は認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であるが、決定書理由に説示するとおり、同クレームについては、E部長が同顧客に謝罪し、後日に回答をしたことで問題は解決していることから、請求人が同クレームの事後対応に多大な労力を費やしたものとは認められず、当審査会としても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ E部長からの叱責について

請求人は、要旨、E部長から、上記イ記載のクレームを受けたことにつき、強い叱責を受けたり、机を「バーン」と叩かれたりしたと述べている。

この点について、F次長は、要旨、E部長と面談し、「特定職員（請求人）に対して、机をドンと叩いて大きな声で叱ったことがあるか。」と質問をしたところ、同部長からは「いつもより大きめの声で注意したことを覚えている。その時に机を叩いたかもしれない。」との回答を得たと述べており、Gリーダーも、要旨、部の何人かから、E部長が机をバーンと叩いて、請求人に大きな声で注意をしていたことを聞いたと述べていることから、請求人が叱責を受けたものと認められる。しかしながら、一件記録を精査するも、E部長が上記のような叱責をその後執拗に繰り返したといった事情は認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

エ E部長の朝礼での発言について

請求人は、E部長が、「自分に逆らうものは辞めてくれ。」等の発言を頻繁にしていたと述べており、かかる発言が心理的負荷であったと主張している。この点について、F次長は、E部長から、平成〇年〇月〇日、着任当日の朝礼において、会社の方針や周囲の同僚を無視して、好き勝手にやることは許されないといった発言をしたと聞いたと述べている。また、当該朝礼に出席していたHは、E部長が、「1年間の数値目標、それを絶対に達成したい。（中略）僕の意向と違うところがあるかもしれないが、ついてきてほしい。」と発言をしていたと述べている。他方で、同じく当該朝礼に出席していたGリーダーは、E部長が、「俺に逆らう者は自分で保険会社を立ち上げろ。」等と発

言をしていたが、特定の職員に対してなされたものではなかったと述べており、請求人自身も自分をターゲットになされたものではないかもしれないと述べている。

そうすると、E部長が、着任後の朝礼時、強い口調で訓示を述べた可能性は否定できないものの、これは特定の職員に対してなされたものではなく、あくまで部全体を鼓舞する発言をしたものであって、業務指導の範囲を逸脱したとはいえないものである。また、一件記録を精査するも、他の日の朝礼時に同様の事態が繰り返された事実は認められないことも併せ鑑みると、当審査会としては、請求人の主張に係る出来事を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめて評価することはできないものと判断する。

オ 以上を総合すると、評価期間における業務による出来事は、心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つ、「中」の出来事が1つであることから、全体評価は「中」であって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

カ ところで、請求人は、平成〇年〇月頃、担当エリアを縮小されたことに強いストレスを感じた旨主張するが、同出来事は、評価期間外に発生したものであることから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、心理的負荷の評価の対象とすることはできないものである。

キ なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記記載の判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。